

1：2，500 桜井市地形図（13）

1：2,500 桜井市地形図(13)



1：2,500 桜井市地形図(13)

令和4年修正

撮影 令和3年12月
編纂 令和4年12月
測図 令和6年3月

1:2,500

この測量成果は、国土院関係の承認を得て国測院の測量成果を
提供して得たものである。（測量法）第4条第2項第2号

測量計画機関 桜井市
測量作業機関 株式会社パスコ

1：2,500 桜井市地形図(13)

(6)	(12)	(16)
(7)	奈良県 (13) 桜井市	(17)
(8)	(14)	

行政界は確定測量で得たものでない

記号	
△ 37.2	山頂点
△ 25.82	標高不明点
△ 25.82	水準点
△ 42.3	多角点
▽ 25.8	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 35.81	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 12.3	標高不明点
△ 15.6	標高不明点

○ 37.2	山頂点
△ 25.82	標高不明点
△ 25.82	水準点
△ 42.3	多角点
▽ 25.8	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 35.81	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 12.3	標高不明点
△ 15.6	標高不明点

○ 37.2	山頂点
△ 25.82	標高不明点
△ 25.82	水準点
△ 42.3	多角点
▽ 25.8	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 35.81	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 12.3	標高不明点
△ 15.6	標高不明点

○ 37.2	山頂点
△ 25.82	標高不明点
△ 25.82	水準点
△ 42.3	多角点
▽ 25.8	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 35.81	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 12.3	標高不明点
△ 15.6	標高不明点

○ 37.2	山頂点
△ 25.82	標高不明点
△ 25.82	水準点
△ 42.3	多角点
▽ 25.8	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 35.81	山頂点
△ 25.73	山頂点
△ 12.3	標高不明点
△ 15.6	標高不明点

標高は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第Ⅴ図標系
投影は横メルカトル図法
図形に準拠してある図標はメートル単位
方単位0.5メートル間隔
図形に準拠してある図標は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面図内図標位置、境界線高に对应

1：2,500 桜井市地形図(13)